

特定販売を行う場合のみ提出が必要

(別紙)

【特定販売に関する事項】(法第4条第3項第4号ロ関係)

* □については、該当するものにレ点をつけること。*「無・有」については、該当するものに○をつけること。

特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品 (毒薬及び劇薬であるものを除く) <input checked="" type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 指定第二类医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 第二类医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 第三類医薬品
特定販売を行う際に使用する通信手段	<input checked="" type="checkbox"/> カタログ <input checked="" type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他 (
特定販売を行う時間	月～金：9時～20時 土：9時～12時
閉店後特定販売のみを行う時間がある場合はその時間等	無 <input checked="" type="radio"/> 有 ※有の場合はその時間を記載してください。 月～金：18時～20時 土：9時～12時
	※有の場合は、適切な監督に必要な設備として下記内容をご理解のうえ、レ点をつけること。 <input checked="" type="checkbox"/> デジタルカメラ等で撮影した画像を、電子メールに添付して行政機関に電送する設備を有しています。
特定販売の広告に薬局・店舗の名称と異なる名称を表示 *複数ある場合は全て記載	無 <input checked="" type="radio"/> 有 ○○薬局 オンラインショップ店
	http://www.○○○○.△△△△.jp http://www.○○××.△△△△.jp
主たるホームページアドレス *複数ある場合は全て記載	※ホームページを開ワードを記載し なし
主たるホームページの構成の概要 *カタログ等の概要含む	別紙のとおり

・お店の開店時間と特定販売を行う時間が同じ場合でも、記載する。
 ・お店を閉店後も、特定販売を行う場合は、その時間を含めた時間を記載。

当該設備は、薬局・店舗の構造設備として備える必要がある。個人の携帯電話等では代用することは認められない。

*** 例示説明 ***
 月～金曜日の9時～18時まで実店舗を開店し、特定販売も行っている。
 月～金曜日の18時～20時及び土曜日は、お店は閉めているが、薬局内に薬剤師がおりインターネット、カタログ及び折込チラシによる特定販売を行う場合。

《注意事項》

- ① 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載すること。(医薬品販売サイトのトップページ等、医薬品の購入希望者等が通常、最初に閲覧するホームページアドレスであること。)
- ② 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類を添付すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てについて関連する書類を添付すること。
- ③ カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、②と同様にその概要が分かる資料を添付すること。